

動産の国際的売買における代理に関する条約

高 桑 昭

端 書 ぎ

- 一 代理に関する国内法の相違とその克服のための試み
 - 二 私法統一国際協会による代理に関する統一法条約の作成
 - 三 動産の国際的売買における代理に関する条約
- 結 び

端 書 ぎ

本稿の目的は一九八三年二月一七日にジュネーブで採択された「動産の国際的売買における代理に関する条約」の概要を紹介することにある。筆者はこの条約が採択されてからしばらくして、ロベルト・モナコ教授（現私法統一国際協会会長）及びマルコム・エヴァンズ氏（現同協会事務局長）からわが国で紹介することをすすめられたが、諸般の事情により、これを果たすことができなかつた。それから既に五年余を経過し、いささか機を失した嫌いが、これをことあらためて紹介するまでもないとの感がないでもない。

しかし、わが国ではこの条約についての紹介がほとんどなされていないように思われるし、一九八八年一月一日

から「動産の国際的売買契約に関する国際連合条約」が効力を生じたことでもあるので、動産の国際的売買に関する条約の一つとして、この条約を紹介することに意義がないわけでもないと考えられる。また、この条約を紹介することによって、一九七七年にハーグ国際私法会議で採択した「代理の準拠法に関する条約」とあわせて、代理に関する法の統一の状況を述べることもなるであろう。

代理に関する統一法について述べるに当たっては、その前提となる作業として、各国の国内法を比較することも必要であろう。各国の国内法の間でどのような相違があり、その相違をどのようにして解決するかが法の統一の課題であるからである。しかし、それは一つはかなり大きな研究分野とすべきであろうし、紙数の制約もあるもので、ここではいかなる点に相違があるかについて簡単に触れるにとどめる。

なお、この条約の規定の翻訳を末尾に掲げるが、これは差当りのものであつて、訳語及び訳文について十分に検討したものではない。

一 代理に関する国内法の相違とその克服のための試み

一 代理に関する国内法の相違

(一) 財貨の交換、役務の提供に関して、他人によつてまたは他人を介してなされることは現代の商取引においては広く行われている。そこでは、一般に代理という言葉が用いられている⁽¹⁾。最近では代行という表現が用いられることもある。これらに共通のことは、ある者（本人）に代わつて他の者が第三者との間で行為をし、その行為の効果が直接又は間接に本人に及ぶような生活関係をいう。このような表現は経済的或は社会的機能をあらわすものであつて、法律的な観点からは必ずしも同じように扱うことが適當でないものがある。法律上の概念としては、「代理」とは、本人に代わつて又は本人の計算で他の者（代理人）が行為をし、それによつて本人に又は本人と第三者

との間に法律上の効果を生ずることをいう。このような理解は、ひとまず、各国に共通であるといつてよいであらう。⁽²⁾代理には本人の授權による代理 (contractual agency, representation conventionnelle) / 法律の規定にもとづく代理 (agency by operation of law, représentation legale) / 裁判所その他の機関の決定にもとづく代理 (agency by judicial order, représentation judiciaire) があるが、各国の法制の比較が行われ、実質法の統一又は牴触法の統一が問題となるのは本人の授權による代理である。法律の規定にもとづく代理、裁判所その他の機関の決定にもとづく代理は各国の歴史的、社会的事情によつて異なり、それらについて代理に関する事項のみをとり出して比較することにとくに意味があるとはいえず、また、あえてそれらについて統一するまでの必要に乏しいと思われるからである。これに対して、本人の授權による代理 (いわゆる任意代理) は主として財産上の取引において用いられ、それに関する各国の法制には大きな相違はないように思われるかもしれないが、現実には各国でかなりの相違がある。実質法の統一においても、牴触法の統一においても、従来から比較されてきたのは大陸法系諸国における代理と英米法系諸国における代理との相違である。⁽³⁾ハーグ国際私法会議による一九七七年の「代理の準拠法に関する条約」 (Convention sur la loi applicable aux contrats d'intermédiaires et a la représentation, Convention on the Law Applicable to Agency) も私法統一国際協会による一九八三年の「動産の国際的売買における代理に関する条約」 (Convention sur la représentation en matière de vente, international de marchandises Convention on Agency in the International Sale of Goods) もこの相違を前提として作成されたものである。そこで、大陸法系諸国の代理と英米法系諸国の代理の特色を略述すれば、次のごとくである。⁽⁴⁾

(二) 大陸法系諸国においても、フランス法及びその影響をうけた国の法律とドイツ法及びその影響をうけた国の法律とは、代理について多少異なっている。⁽⁵⁾フランス民法では委任と代理の区別が明確でない (民法典一九八四条第一項) といわれているが、ドイツ民法における代理の特色は本人と代理人の法律関係と本人の代理人に対する

授權とを區別することにある。本人と代理人の關係と代理權の授与とを區別する考え方は一九世紀後半のドイツ法學界で支配的學說⁽⁶⁾となり、一八九六年のドイツ民法がこれを取り入れ、一九一一年のスイス債務法、一九四二年のイタリア民法（民商統一法）もこれにならない、ソ連邦、チェコスロヴァキアもこの立場をとっているといわれている。わが国の民法もそうである。しかし、ドイツ民法よりも前に制定されたフランス民法及びこれにならったベルギー、スペイン、ブラジルの民法はこのような區別を認めていないが、最近ではフランスでもドイツ法の立場に同調する考え方が有力である⁽⁷⁾という。他の特色は、いわゆる直接代理と間接代理の區別である。直接代理とは代理人の行為による法律効果が直接本人に及ぶ場合をいい、間接代理とは代理人の名において本人の計算で取引を行う場合をいう。前者では本人が第三者との間で直接に權利を取得し義務を負い、代理人は当該取引について權利義務の主体とはならないが、後者では本人は第三者との間で直接に權利を取得し義務を負うことにはならない。したがって、ドイツ法では間接代理は「代理」ではないとされている。このような區別は大陸法系諸国に存在するが、間接代理は代理人となる者が營業として行う行為についてのみ認める国（フランス、ドイツ、オランダ）或はとくに營業として行う行為であることを必要としないとする国（スイス、スカンディナヴィア諸国、トルコ）があり、また、代理人となる者が營業として行う行為であっても、商品取引と有価証券取引のみ間接代理を認める国（ドイツ）或はとくにそのような制限を加えない国（フランス）がある⁽⁸⁾というような相違がある。ところで、一九世紀後半のドイツでは、支配的學說（ラーバントの分離說）に従うとしても、それまで現実の商取引において代理としての機能をはたしてきたいろいろな形態を無視することはできないので、商法典において具体的な類型に即して代理權の範圍を明示するという方法をとることになった。それは十三の種類に及ぶが、およそ四つの類型にまとめることができるとされている⁽⁹⁾。一は本人に雇傭されている者であつて、本人に代わつて（本人の名のもとに）契約を締結することができる者、二は本人から独立した商人であつて、本人の委任をうけて本人の名で相手方と交渉をし、

契約を締結することができる者、三は本人から独立した商人であつて、その日常の業務として自己の名で他人（本人）の動産、有価証券の売買を行う者（Kommissionär）、四は本人から独立した商人であつて、その日常の業務として二者の間の商取引の仲立をなす者である。そして、大陸法系諸国の制度ではある者が契約の当事者となるか否かは、その者の名において契約がなされたか否かによる。したがつて、代理人が自己の名で契約をしたときは、第三者と代理人間、代理人と本人間の二つの契約が存在することになる。

(三) 英米法系諸国における基本的な考え方は「⁽¹⁰⁾代わりの者によつて行為する者は自ら行為する者とする」(qui facit per alium facit per se.)にあるといわれている。いいかえると、第三者からみて本人と代理人とは同一であると考えるところにある (doctrine of identity)。すなわち、代理人は本人の分身 (alter ego) であつて、本人から与えられた権限の範囲内において、本人のために行爲する者であるとする。したがつて、代理行為は授權と切り離されるのではなく、授權の結果であると考ええる。そうすると、代理権の存在しないときには、第三者は契約を理由に本人を拘束することができないことになる。しかし、現実の取引においては第三者の信頼を保護し、取引の安全をはかるべき場合もある。その一つはマーカンタイル・エイジェント (mercantile agent, 商事代理) であり、他は禁反言による代理 (agency by estoppel) であるといわれている。前者は代理の目的たる行為が商取引であつて、かつ、第三者が代理人又はファクター (factor) を商品の所有者であると信じて或はその代理権に制限のあることを知らないで取引したときには、第三者を保護するというものである。⁽¹¹⁾ 後者は他人に代理権を与えたかのごとく行動した者は、第三者がこれを信頼して善意で取引したときは、その者は代理権を与え又はその制限の範囲内であつたときと同じ責任を負うというものである。⁽¹²⁾ ところで、英米法系諸国の代理には、とくに直接代理と間接代理という区別がないといわれているが、本人の存在が示されている代理 (disclosed principal) と本人の存在が示されていない代理 (undisclosed principal) という区別がある。契約締結当時に代理人とは別に本人が存在することが第三者に

知れている場合には、その名が示されている (identified, named) と示されていない (unidentified, unnamed) とにかかわらず、本人と第三者の間で契約が成立することになり、代理人がその契約の当事者となることはない。これに対して、本人の存在が示されていない場合には、契約をした代理人が当事者としての権利を有し、義務を負うことになる。しかし、第三者は、本人の存在を知ったときは、本人又は代理人のいずれかを選んで当事者として義務の履行を求めることができ (right of election)、また、本人は第三者に対して自己の権利を主張することもできる (right of intervention) とされている。これは大陸法系諸国の代理と異なるところである。また、英米法系諸国の代理における表見代理の成立は、大陸法系の代理と多少異なっている。すなわち、英米法系諸国において表見代理とされるためには、本人又は本人から正当な権限を与えられた者によって、第三者に対して代理権を授与した旨の表示のあること及び第三者がその表示を信頼したことが必要とされている。

なお、国際的商取引においては、代理以外の機能をも有する業種として *commission agent* (*commission merchant*), *confirming agent* (*confirming house*), *del credere agent*, *freight forwarder* などがあり、それらは代理としての機能のほかに隔地者間の商品取引を容易にするための工夫が加えられたものではあるが、代理に関する部分については既に述べたところからはずれるものではないと思われる。¹³⁾

二 代理に関する抵触法の統一と実質法の統一

(一) 代理とくに任意代理について各国の法制が異なることは国際的な商取引において不便なことであるから、その相違を克服するための試みがなされてきた。それには抵触法の統一と実質法の統一とがある。

(イ) 各国の国内法の相違をそのままにして、それを克服し或は回避する方法としては、条約などによって抵触法 (国際私法) を統一することが考えられる。この方法によれば、実体法上の相違は依然として存在しているとしても、いずれの国の裁判所においても準拠法を決定する法則は同じことになるから、結局、具体的な事案において適

用される法律はかわらないことになる。しかし、すべての国が同じ内容の抵触法の法則を採用するとの保証はないから、法廷地がいずれの国になるかによって準拠法が異なることがありうる。また、このような方法をとると、準拠法として適用されるのは、通常、いずれかの国の国内法である。しかし、国内法の規定は国内の法律関係を前提としているものであって、それは必ずしも国際的取引に適しているとはかぎらない。

(四) そこで各国の実質法を統一することが考えられる。一般的にいえば、実質法は各国の歴史的、社会的ものに深く根ざしているので、その統一は容易とはいえない。しかし、適用の対象を渉外的法律関係に限定して、各国の法制との調整、妥協をはかることができれば、何とか新たな法則を作成することができないわけではない。多くの統一法はそのようにして作られたものが統一法である。このような統一法はそれなりの機能を果たすことができると予想されよう。

このように、各国の国内法の相違を克服するための方法としては抵触法の統一と実質法の統一とがある。これがそれぞれ別々の動機にもとづいて提唱され、別々の機会に別々の国際機関においてその作業が試みられてきた。代理に関する法規範についてもそのようにいうことができよう。

(二) 代理に関する抵触法の統一の作業としては国際法協会の試みがある。国際法協会 (International Law Association) は、一九五〇年のコペンハーゲン会議において、代理に関する各国の抵触法を統一するための条約案を提出したが、これは継続して検討されるには至らなかった。そこで、同協会は、一九五二年のルツェルン会議において、以前の案を修正して動産の国際的売買における代理に関する条約を提出した。しかし、これも実現されるには至らなかった。国際私法の国際的な統一を目的とするハーグ国際私法会議 (Conférence de la Haye de droit international privé, The Hague Conference on Private International Law) では、一九五五年頃代理に関する抵触規則の統一の問題をとりあげ加盟国に質問状を送付したりしたが、各国の態度は積極的ではなく、その作業は停止していた。

ところが、一九七二年の第一二会期で再びこの問題がとりあげられ、国際法協会の作業を承継し、かつ、私法統一国際協会による実質法に関する条約草案を考慮に入れながら条約案を作成することとなった。この条約案は一九七六年一〇月の第一三会期及び一九七七年六月の特別会期において審議され、一九七七年六月一六日に「代理の準拠法に関する条約」を採択した。この条約では、その対象となる代理行為についてとくに限定はしていない。この条約は一九八九年三月二二日現在では、フランスとポルトガルが批准したのみであって、未だ発効していない。なお、地域的な条約としては、一九二八年のハバナ条約（いわゆるブスタマンテ法典⁽¹⁶⁾）、一九四〇年のモンテビデオ条約、一九五一年のベネルックス条約に代理に関する抵触規則がある⁽¹⁸⁾。なお、一九八〇年にローマで採択された欧州共同体の「契約上の債務の準拠法に関する条約」では、代理は条約の適用範囲には含まれていない⁽¹⁹⁾。

(三) 代理に関する実質法の統一のための作業としては一九八三年の動産の国際的売買における代理に関する条約と欧州共同体による雇用関係のない代理人に関する指示案 (The Draft EEC Directive Relating to (Self-Employed Agents) とがある。動産の国際的売買における代理に関する条約の作成作業は、一九三五年に私法統一協会によって始められ、それが第二次世界大戦後もつづけられ、これをもとに、あわせて四つの条約案が作成され、二つの外交会議を経て、ようやく一九八三年に条約として採択されるに至った。これがここでとり上げる条約である。また、欧州共同体では、一九七六年以来雇傭関係のない代理人に関する指示案を作成し、これが数回修正されて今日に至っている。この指示案を国内法にとり入れている国もあるが、そうでない国もある。また、国際商業会議所は一九六五年に「商取引における代理、契約作成の手引き」を作成した⁽²¹⁾。これは本人と代理人の関係（いわゆる内部関係）についての標準的な契約条項を示したものである。

(1) 「代理人」、「代理店」という表現が一般に多く用いられてきた。しかし、その実態はさまざまであって、法律上の代理権を有しない「代理人」、「代理店」が少なくない。また、「代行」、「代行業」についても同じことがいえる。この条約は、いわゆる代理店契約に関するものでは

ない。「代理店」という表現は多義的であり、「代理店契約」の内容もさまざまあり、法律上の「代理」に該当しない場合が少なくない。

(2) M. Pelichet, Conférence de la Haye de droit international privé, Actes et documents de la Treizième session Tome IV, p. II. ハーグ国際私法会議で、代理についての抵触法に関する条約を作成するに際して、各国の実質法を調査した結果をまとめたものである。なお、各国の代理に関する法制をまとめたものとして、H. Lidgard, C. Ruhwer and D. Campbell (ed.), A Survey of Commercial Agency (1984) がある。

(3) 大陸法系諸国の代理と英米法系諸国の代理とを比較したもので、C.M. Schmitthoff, Agency in International Trade, Recueil des cours, Tome 129 (1975-I) p. 107; G.M. Badr, Agency, Unification of Material Law and of Conflict Rules, Recueil des cours, Tome 184 (1984-I) p. 21; W. Müller-Freienfels, Die Vertretung beim Rechtsgeschäft, Tübingen, Muhr, 1955, "Die 'Anomalie' der verdeckten Stellvertretung (Undisclosed Agency) des Englischen Rechts", Rahelzeitschrift vol. 17, s. 578, "Comparative Aspects of Undisclosed Agency", Modern Law Review vol. 18, p. 33, "The Law of Agency", American Journal of Comparative Law vol. 6, p. 165, "Legal Relations in the Law of Agency; Power of Agency and Commercial Certainty", American Journal of Comparative Law vol. 13, p. 193 and p. 341. 両者についての簡潔な比較としては、シュミットホフ教授の講義録及び注(1)に掲げたペリシエ氏の報告書が適当である。なお、これらの文献を見て気付くことは、英米法系諸国において代理に関する研究が少ないうことである。W. A. Seavey, Law of Agency (1964) などの前書および(アメリカ合衆国において)代理に関する文献は非常に少なく、リステイトメントを除けば、新しく書かれた概説書は見当たらないと述べている。わが国においては外国法(とくにドイツ法)の研究は少なくないが、各国の代理についての比較研究は多いとはいえない。

(5) フランス法の影響をうけた国としてはスペイン、ポルトガル、ルーマニア、ラテン・アメリカ諸国があり、ドイツ法の影響をうけた国としては日本、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ポーランド、イタリヤ、ギリシア、チェコスロヴァキアなどがあ

(6) 代表的なものとして、通常、イェーリシク及びラーゼントの次の論文があげられる。Jhering, Jahrbuch (1858) 131. Laband, "Die Stellvertretung bei dem Abschluss von Rechtsgeschäften nach dem Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch", Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht (1866) 183 ff., 208.

(7) Schmitthoff, op. cit. p. 122. Müller-Freienfels, Am. J. Comp. L. vol. 13 p. 200, Planiol-Ripert 6, p. 62.

(8) Schmitthoff, op. cit. pp. 122-125.

(9) Schmitthoff, op. cit. p. 125.

(10) Schmitthoff, op. cit., p. 126 ff. Pelichet, op. cit., pp. 15-18. 英法の Bowstead on Agency (by F.M.B. Reynolds) 15th edition (1985), 米法の Restatement 2nd, The Law of Agency (1958), W. A. Seavey, Law of Agency (1964), H.G. Reuschlein, W.A. Gregory, Agency and Partnership (1979) (なお、本書は学生用のテキストブックであると著者がことわりがきかっている) 参照。なお、英米の商取引法 (commercial law, commercial transactions) の解説書では、英米法における代理を容易に理解し、他の法制と比較するもの

ができるように書かれていないように思われる。

- (11) 英国の Factors Act 1889, sec. 2 (1) . 米国ではそのような立法はないようである。
- (12) 禁反言(もとより)代理は estoppel by conduct の一つの例である。最近の判例として引用されるものとしては Panchaud Freres S. A. v. Etablissement General Grain Company [1970] 1 Lloyd's Rep. 53. (C.A.)
- (13) Schmitthoff, Recueil des cours, tome 129, p. 154 ff., p. 162 ff.
- (14) International Law Association, Report of the Forty-Fourth Conference, Copenhagen, 1950, pp. 195-197, Report of the Forty-Fifth Conference, Lucerne, 1952, pp. 309-311.
- (15) 一九七二年一〇月のハーグ国際私法会議の第二二会期では、将来の作業計画のなかで商事法に関する法の抵触の条約として流通証券 (les titres négociables, negotiable instruments) と代理 (le contrat d'agence et la représentation, agency and representation) があげられたが、結局、第二三会期 (一九七六年) では代理がとり上げられるに至った (I.G.F. Karsten, Explanatory Report, para. 1)。一九七七年六月一六日にハーグ国際私法会議で採択された「代理の準拠法に関する条約」の要点は次のとおりである。この条約は国際的性質を有する代理一般に適用される (第一条第一項、第二項)。間接代理にも適用される (第一条第三項)。しかし、当事者の能力、方式、家族法上の代理、裁判所等の決定による代理、これらの当局の監督に服する代理、訴訟手続における代理及び船長による代理並びに信託によつて生ずる法律関係には適用されない (第二条、第三条 b)。また、会社その他の法人の機関、役員、従業員の行為も適用されない (第三条 a)。締約国が条約の適用を留保することができるのは銀行による代理、保険に関する代理、公務員が職務の執行に当たり私人のために行う行為のみである (第一八条)。本人と代理人の関係は、当事者が準拠法を指定したときはそれにより (第五条)、準拠法の指定がないときは代理人の営業所・常居所のある国の法律又は、本人の営業所・常居所と代理人の主たる活動地が同じ国にあれば、その国の法律による (第五条、第六条)。もつとも、これは代理関係の設定に関する契約が独立し又はこれを分離しうる場合に限る (第七条)。この条約の規定は代理関係を分離できない場合及び雇傭契約には適用されない (第七条、第一〇条)。この準拠法は代理関係の成立及び有効性、本人と代理人の義務、履行の態様、不履行の効果等を規律する (第八条)。第三者との関係、すなわち代理権の範囲、代理行為の効果については、原則として、代理行為当時における代理人の営業所のある国の法律により (第一条一項)、例外として、本人の営業所、第三者の営業所が代理行為のなされた国にあるとき、取引所における取引の代理、競り売り (第一条一項) の代理及び代理人が営業所を有しないときは、代理行為のなされた国の法律による (同条第二項)。もつとも、本人又は第三者の作成した書面には準拠法が指定されており、とくにこれに異議のないときは、それによる (第一四条)。なお、代理関係に重要な関係を有する国の強行法規であつて、その国においては準拠法のいかににかかわらず適用されるべきものとされているものについては、その適用を考慮することができる (第一六条)。Conférence de La Haye de droit international privé, Actes et documents de la Treizième session, Tome IV, Contrats d'intermédiaires, 高桑 昭「代理の準拠法に関する条約の概要」ジュリスト六四八号一一二頁以下参照。
- (16) 国際私法に関する条約 (一九二八年) 第二五条。
- (17) 国際民法に関する条約 (一九四〇年) 第四二条。

(18) ベルギー、ルクセンブルグ、オランダにおける国際私法の統一に関する条約（一九五一年）第二二条。

(19) 契約上の債務の準拠法に関する条約（Convention on the Law Applicable to Contractual Obligations, Rome, 19 June, 1980）第一条²（f）。

(20) Amendment to the Proposal for a Council Directive to Coordinate the Law of the Member States to (Self-Employed) Commercial Agents, 9 June, 1983, Ref. 7381/83.

(21) International Chamber of Commerce, Commercial Agency—Guide for the Drawing up of Contracts, Brochure No. 123 (1960). 日本商業会議所日本国内委員会「商事代理—契約締結指針—」（昭和四六年）はこれを日本語にして、若干の解説を加えたものである。

二 私法統一国際協会による代理に関する統一法条約の作成

一 私法統一国際協会は一九三〇年に動産の国際的売買に関する統一法を定める条約案の作成作業をはじめたが、ひきつづいて一九三五年に動産の国際的売買における代理についての条約案の作成に着手した。統一動産売買法については、一九三九年にその草案を作成し、私法統一国際協会から国際連盟に提出されたが、当時の国際情勢から、この草案は国際連盟で検討されるに至らなかった。第二次世界大戦後にオランダ政府が統一売買法の作成を検討する会議を開催し、その特別委員会において従前の案をもとにして統一売買法を作成した。また、私法統一国際協会では新たに売買契約の成立に関する統一法案も作成した。そして、オランダ政府の招請により一九六四年六月にハーグで条約採択会議が開かれ、同年七月一日に「有体動産の国際的売買の統一法に関する条約」及び「有体動産の国際的売買契約の成立についての統一法に関する条約」が採択された⁽¹⁾。代理についての条約の作成作業も、第二次世界大戦のため中断したが、戦後これを再開し、一九六一年には「国際的性格を有する私法関係における代理に関する統一法条約案」(Draft Convention Providing a Uniform Law on Agency in Private Law Relations of an International Character)と「動産の国際的売買における委託に関する統一法条約案」(Draft Convention Providing a Uniform Law on the Contract of Commission on the International Sale or Purchase of Goods)を採択した。

「代理に関する統一法条約案」は本人の名において本人のために法律行為を行う権限の授与すなわち代理に関するものであり、「委託契約に関する統一法条約案」は委託を受けた者が自己の名において本人のために動産の売買を行う場合に関するものである。前者は本人と第三者の關係のみを定め、後者は委託契約にもとづく本人と受託者との間の権利、義務について定めていた。しかし、これらの草案は大陸法的色彩が強かったため、英米法系諸国の支持を得られなかった。そこで、私法統一国際協会では一九七〇年からこの二つの草案を一つの案にまとめること及び各法系の妥協、調和をはかることを目的として、大陸法系諸国、英米法系諸国、社会主義諸国からの学者から成る専門家委員会を設けて、その作業を一つの案にまとめることとした。そして、代理に関する内部関係と外部関係についての規定をおくこと、外部関係については直接代理と間接代理の區別をしないこと、本人の名を示したか否かで區別をしないこと、第三者において代理人が代理人として行動していることを知らない場合又は代理人が委託を受けたことを示した場合には、第三者と代理人との契約とすることなどの方向で新たな条約案を作ることにした。新たな条約案は一九七二年に作成され、その条約案は一九七三年一〇月に私法統一国際協会の加盟国に送付された。この条約案をもとに、ルーマニア政府の招請によって、一九七九年五月末から二週間ブカレストで条約採択のための外交会議が開かれた。しかし、この外交会議では条約を採択するには至らなかった。この外交会議では、大陸法系諸国においても本人と代理人の關係をどのように規律するかについての考え方に相違のあることが明らかになった。また、条約の適用の対象として、契約の締結はしないが、その仲介を行うだけの者をも加えるべしとの主張も強くなされた。この会議で条約を採択するに至らなかった理由は、結局、さまざま修正案が提出され、全体としてまとまった規定が作成できなかったためである。⁽⁴⁾そこで、私法統一国際協会では、ふたたび大陸法系諸国、英米法系諸国及び社会主義国から各一名、合計三名の専門家を選び、各国が受容れることのできる条約案を検討した。この小委員会では、従前の案をもとにししながら、本人又は代理人と第三者の關係についての規定に限定し

た条約を作成することを勧告し、これにもとづいて私法統一協会の加盟国の専門家会議が一九八二年一月にローマで行われ、条約案を決定した。これが一九八三年のジュネーブにおける外交会議で審議の対象となった条約案⁽⁵⁾である。

二一九八三年一月三一日から同年二月一七日までスイス政府の主催によりジュネーブで開かれた外交会議では、この条約案に修正を加えて、「動産の国際的売買における代理に関する条約」(Convention sur la représentation en matière de vente internationale de marchandises, Convention on Agency in the International Sale of Goods)を採択⁽⁶⁾した。この外交会議には五八ヶ国(うち九ヶ国はオブザーヴァーを派遣)が参加した。欧米の主な国はもちろん、ソ連及び東欧諸国、日本もこれに参加した。この条約は一九八三年二月一七日に採択され、一九八四年二月三一日まで署名に開放された。この条約はスイス政府に寄託されている。正文は英語と仏語である。

(1) 統一動産売買法の作成の経緯については、日本語の文献としては高桑昭「国際的統一売買法」現代契約法大系第8巻国際取引契約(1)六五頁以下、とくに八二頁以下参照。また、この条約全体については、Schlechtriem, Einheitschen UN-Kaufrecht (1982); John Honnold, Uniform Law for International Sales (1982); C.M. Bianca and M.J. Bonell, Commentary on the International Sales Law, the 1980 Vienna Sales Convention (1987)。

(2) 私法統一国際協会の作業の経緯をまとめたものとして、UNIDROIT, Draft Convention on Agency in the International Sale of Goods with Explanatory Report prepared by the Unidroit Secretariat, p. 58 ff.

(3) 一九六一年当時の条約案は、UNIDROIT, Draft Convention Providing a Uniform Law on the Contract of Commission on the International Sale or Purchase of Goods with Explanatory Reports, April 1961, U.P.L. 1961, XXIV, Doc. 28 及び UNIDROIT, Draft Convention Providing Uniform Law on Agency in Private Law Relations of an International Character with Explanatory Reports, April 1961, U.P. Q. 1961, XIX Doc. 43 である。これらの修正を加えて、この条約案をまとめたものが、Draft Convention Providing a Uniform Law on Agency of an International Character in the Sale and Purchase of Goods (UNIDROIT, Study XIX, Doc. 55, 1974) である。この条約案の起草委員は A.E. アントン(英国)、G. エオルシ(ハンガリー)、E.A. ファンズワース(米国)、H. メルツ(スイス)であった。この案をもとに、一九七九年五月二八日から六月一三日までルーマニアのブカレストで条約採択のための外交会議が開催された。

(4) M.J. Bonell, The 1983 Geneva Convention on the Agency in the International Sale of Goods, American Journal of Comparative Law,

vol. 32, pp. 722-723.

(5) UNIDROIT, Draft Convention on the Agency in the International Sale of Goods, June, 1982, Study XIX Doc. 64. 注(二)に掲げた私法統一協会の冊子には冒頭に条約案があり、五八頁以下に作成の経緯が、六二頁以下に比較法的考察が、また、六八頁から一二九頁にわたっては各条文についての逐条説明がなされている。なお、ブカレストの外交会議後の検討に当たったのは W・ミュラーフライエンフェルス(西独)、L・C・G・ガワー(英国)、G・エオルシ(ハンガリー)である。

(6) 会議の議長は K・グロンフォルス(スウェーデン)、全体委員会の議長は P・ヴィドマー(スイス)、起草委員長は E・A・ファーンズワース(米国)であった。UNIDROIT, Diplomatic Conference for the Adoption of the UNIDROIT Draft Convention on Agency in the International Sale of Goods, Geneva, 31 January-17 February 1983, Acts and Proceedings of the Conference (Uniform Law Review 1983 I・II)。

三 動産の国際的売買における代理に関する条約

一 条約の概要

この条約⁽¹⁾は動産の国際的売買 (international sale of goods) における代理に関する共通の規定を設けることを目的とする条約である(前文)。この条約は三五条から成る。

第一章は「適用範囲及び一般的規定」と題し、この条約の適用の対象となる事項(第一条)及び適用の対象とならない事項(第三条)、この条約の適用されるべき当事者間の法律関係(第二条)及び当事者の営業所所在地に関する規定(第八条)、この条約における代理人の意義(第四条)、当事者の合意によるこの条約の適用の排除(第五条)、この条約の解釈と明文の定めない場合の措置(第六条)、商慣習の適用(第七条)について定める。第四条、第六条及び第七条は一般的規定といえることができよう。第一条から第三条まで及び第五条の規定は条約の適用に関する規定である。

第二章「代理権の授与と代理人の権限の範囲」は代理権の授与と代理権の範囲についての一般的な規定であつて、そこでは本人と代理人の関係については何ら定めていない。

第三章「代理人による行為の法律上の効果」では、代理人の行為によって本人と第三者が拘束される場合（第一条）、それ以外のさまざまな場合（第一三条）、無権代理又は権限を超越した代理における本人、代理人、第三者の権利、義務について定める（第一四條—第一六條）。この条約の主たる目的は、この部分にある。

第四章「代理人の権限の終了」では、代理権の消滅する場合（第一七條、第一八條）、代理人の権限の終了と第三者の保護（第一九條）及び本人に対する義務（第二〇條）を定める。

第五章は最終条項であつて、この条約の効力発生の要件、この条約と他の条約との関係、適用地域、留保、宣言等に関する規定である（第二一條—第二五條）。

なお、この条約の採択の際に、「動産の国際的売買における代理に関する私法統一国際協会の条約案の採択のための外交会議によつて採択された最終決議」がなされた。それによると、本人と代理人の關係に関する国際的法則の発達は国際取引の発展に寄与することが大きいとして、私法統一国際協会に対して、動産の国際的売買における本人と代理人の關係を規律する法則の検討を要請している。

二 条約の適用

(一) 条約の適用される場合

(1) この条約は、ある者（代理人）が他の者（本人）に代わつて第三者と動産の売買契約を締結する権限を有する場合又はその権限を有すると主張されている場合における契約の締結及びその契約から生ずる本人又は代理人と相手方の關係に適用される（第一条第一項—第四項）。

(イ) この条約は代理人が本人に代わつて行為をする権限を与えられている場合のみならず、本人、代理人、第三者のいずれかによつて、代理権が与えられていたと主張されている場合にも適用される（第一条第一項）。ここで代理権のない場合にもこの条約が適用されるということは一見奇異に思われるかもしれないが、代理権を有しない場

合及び代理権の範囲を超越した場合をいかに規律するかが代理に関する実体法の課題であるからである。なお、売主又は買主の一方の行為が代理人による場合だけでなく、その双方が代理人の行為による場合であってもよいと解される。

(ロ) この条約は、代理人による売買契約の締結のみならず、契約の締結のための行為又は契約上の義務の履行に関する行為にも適用される（第一条第二項）。これは、この条約は売買契約の締結すなわち売買契約の成否のみではなく、代理人によつてなされた売買契約から生ずる全ての法律関係に適用されるという趣旨である。それは、売買契約における代理人の役割は契約の締結にとどまらず、契約上の義務の履行に及ぶことが少なくないからであり、また、そうしなければ、代理権の欠缺、代理権の範囲の超越などから生ずる当事者間の法律関係を適切に規律するという目的を達しないことになろう。

(ハ) この条約は本人又は代理人と第三者との関係に適用される（第一条第三項）。この条約は本人と第三者の関係、代理人と第三者の関係（いわゆる外部関係）に適用され、本人と代理人との関係（いわゆる内部関係）には適用されない。第三者と本人又は代理人との関係をどのように規律するかは売買契約の効力をどのように扱うかということに直接影響するので、ここにこの条約の意義がある。これに加えて、代理に関する法の統一を目的とする条約において、本人と代理人との関係について規定することが望ましいことはいうまでもないが、この条約でその規定が欠けているのは、前節で述べたような事情にもとづくものであつて、簡単にいえば、各国で受容れるような規定を作成することが困難であつたからである。ところで、この条約の規定を適用するに当たっては、代理人が代理権を有していたか、代理人の行為はその権限の範囲内かについて判断しなければならない。それは本人と代理人との関係、すなわち代理権の授与又は代理権発生の原因となる法律関係（例えば雇傭、委任等）を規律する法律の規定による。そして、その法律は法廷地（forum）の国際私法の規則によつて決定されることになる。

(一) この条約は、代理人の行為が自己の名においてなされたか、本人の名においてなされたかにかかわらず、適用される(第一条第四項)。この趣旨は直接代理と間接代理、本人の名を示したか否かのごとき区別にかかわらず、代理人が本人に代わって行う場合に適用するというところにある。すなわち、各国の国内法に存在する、このような区別にかかわらず、一律にこの条約の規定によらしめるといふ趣旨である。

(ホ) この条約は動産の国際的売買に適用される。動産であるかどうかはこの条約で定義を設けていないので、締約国の裁判所の解釈に委ねられてみるとみるべきであろう。そして、この条約の解釈として「動産」であるか否かを決めることになる。実際に問題となるのは船舶、航空機、工場設備などを「動産」とみるかどうかである。このような問題は売買に関する法律でどのように取扱うかとは別の問題であるから、本来ならばこの条約で定めておくことが望ましい。

(2) この条約は、本人及び第三者が異なる国に営業所を有し、かつ、代理人が締約国に営業所を有する場合(第二条第一項(a))又は国際私法の規則によって、締約国の法律が適用される場合に適用される(同項(b))。これらの者が二以上の営業所を有するときは、契約締結の時に当事者が知っていたもしくは考えていた事情を考慮し、当該売買契約に密接な関係を有する営業所をもって、営業所とする(第八条(a))。当事者が営業所を有しないときは、その者の常居所による(同条(b))。

この条約の適用に当たっては、当事者がいずれの国籍を有するか、取引(売買)が民事的性格か商事的性格かは考慮しない(第二条第三項)。当事者の国籍によって売買契約が国際的売買か国内的売買かの区別をすることは、売買契約の性質上適当とはいえないし、取引をするに当たって当事者は第三者の国籍を確かめることなどはしていないからである。また、取引が民事的性格を有するか商事的性格を有するかは各国でその基準が異なるうえ、この条約でその定義又は基準を設けることははなはだ困難なことが予想される。おそらく、このような理由で、この条約

の適用に当たって当事者の国籍、取引の性格を問題にしないことにしたと思われる。

ところで、いかなる売買を国際的売買というかは当然に明らかであるとはいえない。それは、それぞれの条約又は法律の定めるところによって異なる。一九六四年の有体動産の国際的売買の統一法に関する条約では、同条約は、異なる国の領域に営業所（営業所のないときは常居所）を有する当事者間の売買契約であつて、一国の領域から他国の領域へ、契約締結の時に、目的物が輸送中であるかまたは輸送されることが予定されている場合、申込及び承諾を構成する行為が異なる国の領域でなされた場合又は目的物の引渡が申込及び承諾を構成する行為のなされた国の領域以外の領域でなすべき場合に適用するとしている（同条約第一条第一項）。この定義は一般に通常国際的売買と考えられているものを広くとり込むことを意図しているが、それはかなり広い範囲に及び、複雑にすぎるといふ批判もあつた。一九八〇年の動産の国際的売買契約に関する国際連合条約では、同条約は、異なる国に営業所を有する当事者間の売買契約であつて、当事者の営業所のある国がいずれも締約国である場合又は国際私法の規則により締約国の法律を適用すべき場合に適用するとしている（同条約第一条一）。

この条約は一九八〇年条約の目的に留意したこともあつて、条約の適用については一九八〇年条約の規定に近い。異なる国に営業所を有する当事者間すなわち本人と第三者との間の売買契約である点は同じであるが、一九八〇年条約では当事者の営業所のある国が締約国であることを要するのに対して、この条約では代理人の営業所が締約国にあることとしているところが異なる。前者は、適用される法律について、売買契約の当事者の予測を保護しようというものであり、この条約では本人よりも代理人の予測を保護しようというものと考えられる。

(イ) 代理人がこの条約の締約国に営業所を有する場合

第二条第一項(a)の規定によれば、本人と第三者が異なる国に営業所を有し、代理人が締約国に営業所を有する場合には、この条約が適用される。たとえば、訴訟が締約国の裁判所に係属し、本人と第三者が異なる国に営業所を

有し、売買契約の代理人が締約国に営業所を有する場合には、この条約が適用される。訴訟の係属している国と代理人の営業所のある国が同一の国である必要はない。売主、買主の双方にそれぞれ代理人がいる場合には、いずれの代理人の営業所も締約国になければならないか、一方の代理人の営業所が締約国にあればよいかは、文言上明らかでない。いずれか一方の当事者の代理関係のみが問題となったときには、その代理人の営業所が締約国にあればこの条約が適用されることには異論はないであろう。双方の当事者の代理関係が問題となった場合に、一方の代理関係が第二条一項(a)の規定に該当し、他方の代理関係がそれに該当しないときは、一方の代理関係にはこの条約が適用されるが、他方の代理関係にはこの条約は適用されないと解さざるをえないのではなからうか。

この規定によれば、この条約と関係を有するのは代理人のみである。代理人は営業所のある国の法律を念頭において活動することが普通であるから、その法律によって代理関係を規律することが相当だという考え方によるのであろう。これによって、代理人の期待に反しない結果を得やすいとともに、取引の相手方も代理人の営業所所在地の法律に注意することで足りることになる。

ところで、この規定は条約の適用範囲に関する規定であるが、締約国は、この規定に該当する場合には、その国の国際私法の規則によらずに、直ちにこの条約の規定を適用することになる。その意味で、この規定は締約国における代理の準拠法に関する国際私法の規則の一つの特則ということになる。

(ロ) 国際私法の規則によって締約国の法律が準拠法とされる場合

代理の準拠法に関する国際私法の規則によって、いずれかの締約国の法律が準拠法とされる場合には、この条約の規定が適用される(第二条第一項(b))。すなわち、代理人の営業所が締約国にない場合には、この条約の締約国に属する法廷地の裁判所は、その国の国際私法の規則によって、本人と第三者、第三者と代理人との間の法律関係の準拠法を決定し、それを適用することになる。そしていずれかの締約国の法律が準拠法となる場合には、この条

約の規定（統一法）が適用されるという趣旨である。この規定の趣旨は、この条約の規定が当該締約国で何らの立法措置を要せず、直ちに国内法としての効力を有するかどうかにかかわらず、また、当該締約国における国内事項に関する規定と涉外事項に関する規定の適用に関する基準のいかんにかかわらず、この条約の規定を適用するという趣旨であろう。これは一九八〇年の国際連合統一売買法条約第一条第一項(b)の規定にならったものと思われる。このような規定のもつ意味、その位置づけについてはなお検討の必要があろう。

(3) 契約締結時に、第三者において、代理人が代理人の資格において行動していることを知らず、又はそれを当然に知りえなかつた場合には、この条約は、代理人と第三者の営業所が異なる国に存在し、かつ、第二条第一項の要件をみたすときにのみ、適用される（第二条第二項）。

この規定は、第三者が代理人を本人と誤解して取引をした場合に関するものである。このような場合には、第二条第一項の要件のほかには代理人と第三者の営業所が異なる国にあることを要するというのである。すなわち、本人と第三者の営業所が異なる国にあり、かつ、第三者と代理人の営業所が異なる国にある場合であつて、代理人の営業所が締約国にあるとき（第二条第一項(a)の要件に対応する）、又は本人と第三者の営業所が異なる国にあり、かつ、第三者と代理人の営業所が異なる国にある場合であつて、国際私法の規定によつて締約国の法律が準拠法となるとき（第二条第一項(b)の要件に対応する）ということになる。しかし、第三者から代理人があたかも本人のようにみえた場合に、何故にこのような要件を第一項の要件に加えることになるのかは、直ちには明らかではない。このような場合に、代理人の営業所が第三者の営業所と同じ国にあつて、第三者は代理人を本人と誤解して取引しているとするればその国の国内法の適用を予測するのが通常であろう。そのようなときに、この条約を適用することはその期待にそわないことであるから、それを避けるためには少なくとも涉外的取引（国際的取引）であることを必要とするという趣旨であろうか。そうだとすると、実質的には第二条第一項の要件とかわるところはないともいえ

るであらう。

(二) 条約の適用されない場合

(1) 本人又は本人から明示もしくは黙示の指図にしたがって行動する代理人は第三者との合意によって、この条約の適用の排除し、又は第一条の定めるところに従い、この条約の一部の規定の効果を排除しもしくは変えることができる（第五条）。

この規定があることによつて、この条約の規定は任意法規（補充法規）の性質を有するかのごとくに思われる。しかし、本来、代理関係に関する規定の適用を当事者が左右しうることには疑問がないわけではない。本人と第三者がこの条約の適用を排除することは必ずしも不当でないかもしれないが、代理人を介して行われる契約——これは決して少なくない——において、代理人と第三者とで本条約の規定の全部又は一部の適用を排除する合意をした場合に、代理人によるその合意の有効性はどのようにして決定するのであろうか。それは、この条約でいう代理行為には該当するのではなからうか。

ともかく、この条約の規定の全部又は一部の適用が排除された場合には、その代理関係は、国際私法の規則に従い決定される代理の外部関係に関する準拠法によることになる。

(2) この条約の規定が適用されない代理は、(a)証券取引、商品取引、その他の取引所における取引についての代理、(b)せり売りにおける代理、(c)家族法による代理、夫婦財産制における代理、相続法における代理、(d)法律の規定又は司法当局によつて一定の者のための行為の権限を与えられた場合の代理、(e)司法当局又は準司法当局の決定にもとづく代理又はそれらの当局の直接の監督による代理である（第三条第一項）。

この条約は代理の対象となる法律関係によつて適用の有無を決定することにした。これは一つの立場であり、代理に関する規定としてはむしろ当然かもしれない。右に掲げる代理が除かれた理由としては、(a)と(b)については、

それぞれについては既に取引上の慣習が形成されていることが多いこと、また、それらの取引地の法律によるのが通常であること、(c)は親族、相続に関する法律の規定による代理であつて、それぞれの準拠法によるべきこと、(d)及び(e)は法令の規定にもとづいてなされる司法当局等の決定による代理又はその監督に服する代理であるからである。

この条約では、取引の対象となる動産による区別はしていない。一九六四年条約でも、一九八〇年条約でも、一定の動産（例えば船舶、航空機）、一定の取引（例えば有価証券の取引、商品引所における取引）については適用を除外している。この条約は一九八〇年条約の目的に留意していることを前文でうたつてはいるが、同条約の規定に対応する規定はおいていない。

(3) この条約は、消費者保護に関する法律の規定の適用を妨げるものではない（第三条第二項）。

その趣旨は、この条約の規定を適用する場合に、消費者保護のための法律があるときは、その法律の規定が優先して適用されることを妨げないということである。

三 一般的規定

(一) 代理人の意義

(イ) この条約では、会社、団体、パートナーシップその他の組織にあつては、それが法人格を有すると否にかかわらず、その機関 (organ)、役員 (officer) 又はパートナー (partner) は、その資格における行為に当たり、法律の規定又は定款等の定めによる権限にもとづくときは、その組織を代理する者とはみなさない（第四条(a)）。

団体、組織の機関、役員等の行為については、その団体、組織を代表して行なわれるものであるから、これらをその団体、組織それ自体の行為とみるべきであるとする考え方と、それらはその団体、組織のために、これらの者によつて代わつてなされる行為であるという考え方とがある。国際的な売買契約は異なる国の法人間でなされること

が多いが、それらの法人、団体の役員等の行為をどのように規律するかは、それぞれの法人、団体の設立準拠法または主たる営業所所在地の法律によることとなろう。したがって、この条約でこれらの内部関係についてまでも規律することは相当ではない。この条約の規定は、一見したところ、法人の機関、役員などの行為について代理ではなく代表とする説をとったかのごとくであるが、要するにこの条約では法人の行為を代理とするか代表とするかは別にして、第四条の規定はこれをこの条約においては、代理として取扱わないという趣旨であつて、このことは、実質的にはこの条約の適用の対象となる事項ではないということの意味する。

(ロ) 信託における受託者は信託財産、委託者又は受益者のいずれの代理人ともみなさない(第四条(b))。

信託における受託者はその独自の権限にもとづいて活動する。その活動の結果は信託財産又は受益者の利害に直接又は間接に影響するかもしれないが、それは委託者又は受益者の代理人としての活動とは考えられていない。このようなことは英米法系諸国からみれば当然のことであろう。この規定は誤解を防ぐための規定であろう。

(二) この条約の規定の解釈

(イ) この条約の解釈に当たつては、その国際的性質及びその適用における統一を促進する必要並びに国際取引における信頼の遵守について考慮しなければならない(第六条第一項)。

この規定はいわば当然のことであり、注意的規定といふべきであろう。

(ロ) この条約の範囲内の事項であつてこの条約で明文で定めていないものについては、この条約が基礎とする一般原則によつて、または、それがないときは、国際私法の規則によつて決定される準拠法によつて解決する(同第二項)。

これはこの条約において明文の規定のない場合に対処するための規定である。すなわち、この条約に明文の規定がないときは、解釈上この条約の依る原則を見出しうるのであればそれによるべきであるが、そのような原則を見

出しない場合には、この条約には全く定めがないことになる。そのような場合には、国際私法の規則によって決定される準拠法を適用すべきことになる。これも当然のことであろう。

(三) 商慣習、当事者間の慣行の適用

(イ) 本人又は代理人及び第三者は、合意した商慣習及び当事者間に確立した慣行に拘束される（第七条第一項）。

(ロ) 当事者間で別段の合意をしていないかぎり、当事者が知り又は当然に知っておくべき商慣習、及び国際取引において当該取引に含まれている種類の代理関係の当事者に広く知られ、遵守されている商慣習は、黙示的にその代理関係に適用されるものもみなす（第七条第二項）。

当事者間に確立された取引の慣行については、その法的性格をどのように理解するかについては意見が分かれるであろうが、いかなる立場をとっても当該取引に適用されるという結論にはなるであろう。しかし、第七条第一項のような規定を設けておけば、この点が明確になることは当然である。

適用すべき商慣習について合意することは、適用規範についての合意であるから、当事者自治が認められるかぎり、原則として当事者がこれに拘束されることは当然である。当事者がとくに合意しなくとも、その遵守されている商慣習、当事者が知り又は当然に知っておくべき商慣習は、当事者の明示の合意がなくとも適用される。これらのことは当然のようにも思われるが、適用の有無についての争を避けるためには、条約で明文の規定をおくことが望ましい。

問題となるのは、第一項における合意した商慣習、確立した慣行とは本人と第三者の間の合意、慣行をいうのか、代理人と第三者の間のそれをいうのか、また、第二項における当事者とはいかなる者をいうかである。条文の文言上は明らかではないが、第一項については本人と第三者との間の合意、慣行と解すべきであろう。そして、これらの合意、慣行は代理人によってなされた場合をも含むといふべきであろう。この条約は本人、代理人と第三者

の関係、すなわち代理の外部関係を規律することを目的にしているものであり、代理行為の結果が本人に帰属するかどうかの問題だからである。したがって、第二項における当事者についても、本人及び第三者と解すべきである。

四 代理権の授与と代理人の権限

(一) 代理権の授与及びその方式

(イ) 本人の代理人への授権は明示又は黙示であることができる(第九条第一項)。

代理権の授与は明示的であつても黙示的であつてもよい。代理権が明示的に授与される場合は、本人が代理人に一定の代理権を与える旨を口頭文は書面で表示した場合をいい、黙示的に授与される場合は、そのような表示はないが、本人の言動、本人と代理人の関係、慣行等からみて一定の事項について代理人に本人に代わつて行動する権限が与えられたと認められる場合をいう。

(ロ) 代理権の授与は書面によつて行なうことを要せず、書面によつて証明することを要せず、また、方式に関する他のいかなる要件をも要しない。代理権の授与は、証人を含むいかなる方法によつても立証することができる(第一〇条)。

代理権の授与が黙示の場合はもちろん、明示の場合であつても、授権行為は一定の方式に従う必要はない。したがつて、代理権の授与を証明するには、一定の証拠方法によることを要しない。これらのことは多くの国にほぼ共通して認められるといつてよいであろう。

ところが、多くの国のなかには代理権の授与は一定の方式によらなければならない、したがつてその証明についても一定の方法によらなければならないとしている国がある。そこで、これらの国がこの条約を採用できるようにするために、「代理権の授与、代理権の追認、代理権の終了は書面以外のいかなる方式によつても認めている第一

○条、第一五条又は第四章のいかなる規定も、本人又は代理人が、第二七条の宣言をした締約国に営業所を有するときは、適用されない。当事者が本項を排除し又は回避することは許されない。」（第一一条）とする規定を設けた。この規定の趣旨は、そのような国では、代理権の授与、追認、終了に関しては国内法で定めていると同じ方式に従うことを認めたものである。そのためには本人又は代理人のいずれか一方がこのような宣言をした国に営業所を有していればよいのであって、法廷地国がそのような宣言をしているか否かにかかわらない。しかも、この規定を当事者の意志で排除、変更することは適当でないから、そのことを規定し、これを強行法規としたのである。

（二） 代理人の権限

代理人は授權の目的を達するために必要なすべての行為をすることができる（第九条第二項）。

代理人の権限は授權行為によつて定まる。代理権授与の目的、なすべき行為（代理行為）が示されているならば、代理権の範囲はそれによることはいうまでもない。しかし、明示されていない場合であっても、代理人は代理権授与の目的、代理行為の性質などからみて、その目的を達するために必要なすべての行為を行なうことができる。と解してよいであろう。第九条第二項はこのことを注意的に定めた規定である。

なお、本人と代理人の関係は本条約の範囲外であるから、この規定によつて直ちに代理人の本人に対する義務の問題を判断することはできない。

五 代理人の行為の法律上の効果

（一） 本人と第三者が拘束される場合

代理人がその代理権の範囲内で本人に代わて行為をし、第三者が代理人として行動していることを知り又は当然に知りうべかりし場合には、代理人の行為は本人及び第三者のいずれをも拘束する。但し、その具体的情況から、代理人が自己のみを拘束する意図である場合を除く（第一二条）。

ある者（代理人）が、与えられた代理権の範囲内で、本人に代わって行為をした場合に、その効果を本人に及ぼすことが代理である。すなわち、本人と第三者との間に法律関係が生じ本人も第三者も拘束をうけることになる。第一二条本文はこの原則を定めたものであるが、これを第三者において、行為をしている者が代理人であることを知り又は当然に知りうべかりし場合に限定している。この規定は次のような意味を有する。まず、代理人が本人のためにすることを示して行為した場合には、第三者は代理人が本人のためにすることを知り又は当然に知りうべかりし場合に該当するから、代理人の行為によって本人と第三者が拘束されることは当然であろう。しかし、代理人が本人のためにすることを示さないで行為した場合には、第三者は代理人と取引をしたと考えることもありうる。したがって、このような場合には、第三者が代理であることを知り又は当然に知りうべかりしときに、代理の効果が生ずるとした。そうすると、この規定は、立証責任との関連では、次のように機能することになるであろう。すなわち、第三者が本人に対して債務の履行を求めもしくは損害賠償を請求した場合には、この規定の働く余地はない。本人は代理人に権限を与えたのであり、第三者はその前提で本人の責任を追及しているからである。ところが、本人が第三者に対して債務の履行を求めもしくは損害賠償の請求をした場合に、第三者が契約に拘束されないことすなわち本人との取引ではないことを主張したときに、本人は、この規定によって、第三者は代理人が本人のためにすることを知っていたこと又は当然に知りうべかりしことを立証しなければならぬ。第三者において代理人が本人のためにすることを知り又は当然に知りえたことについての立証責任は本人にある。また、第三者が代理人に対して、取引の主体は代理人自身であると誤解して債務の履行又は損害の請求をしたときには、代理人は、第三者において代理人が本人のためにすることを知り又は当然に知りえたことを立証して、第三者による請求を斥けることができる。この場合の立証責任は代理人にある。

代理人が自己のみが契約に拘束されることを意図した場合には、代理人の行為によって本人と第三者が拘束され

ることはない（第一二条但書）。このような行為で本人を示すことはありえない。第一二条但書では、「具体的事情に応じ」となっているが、それに該当する行為とは、単にそれぞれの事情や代理人の内心の意図の問題ではなく、具体的な本人の名を示さないまでも、本人のためにすることを目的とする行為をいうと解すべきであろう。この但書は本人が第三者からの請求に対して抗弁として主張する場合、第三者が代理人に対して請求する場合、代理人が第三者に対して請求する場合に機能すると思われるが、いずれの場合においても、そのことを主張する者が立証責任を負うということになろう。

(二) 代理人と第三者が拘束される場合

(1) 代理人がその権限の範囲内の行為をしても、それが本人について効果を生ぜず、代理人と第三者が拘束される場合がある。それは(i)第三者において、代理人が代理人として行為をしていることを知らず、かつそれを知りえない場合、及び(ii)具体的な情況（例えば委託契約 *commission contract* など）から、代理人が自己のみが拘束されることを意図した場合である（第一三条第一項）。

(i) の場合は第一二条本文の裏返しであって、このような場合には第三者は代理人に対して契約当事者としての義務の履行を求めることができるとした。この立証責任については第一二条本文について述べたところと同様である。すなわち、代理人は、第三者が本人のためにする行為であることを知り又は当然に知りえたことを立証したときに、その責任を免れることができる。これは実質的には英米法系諸国における本人の存在が知られない代理 (*undisclosed principal*) に近い。しかし、大陸法系諸国における代理と相容れないものではないであろう。(ii) の場合は第一二条但書きの裏返しであって、第三者と代理人との間に法律関係が生じたことを主張する者はそれぞれ相手に対してそのことを立証すべきこととなる。(ii) の代理の表現は、一見したところ抽象的ではあるが、ここで意図しているところはいわゆる間接代理といわれるものであって、このような類型は大陸法系諸国の法律のなかにいく

つかみられるところである。

(2) しかし、前述の(i)と(ii)の場合であっても代理人と第三者の間に法律関係が生じないことがある。それは本人が介入権を行使したとき(一三条第二項(a))と第三者が選択権を行使したとき(同(b))である。

(i) 本人による介入権の行使は、代理人が第三者の義務の不履行などを理由に、本人に対して自己の義務を履行しないときに可能とされている。それは、代理行為の効果の實質的帰属主体は本人であり、本人の利害の問題だからである。ただし、第三者が本人を知っていたならば契約を締結しなかつたと認められる事情がある場合には、本人は介入権を行使しえない(同第六項)。これは、本人の存在を知らないで又は本人の名前を示されないので第三者が契約した場合に、第三者を保護するための規定である。本人が介入権を行使したときは、本人と第三者の間に契約関係が生じ、第三者は代理人に対して有する抗弁をも本人に対して主張することができる。

(ii) 第三者は代理人の第三者に対する義務の不履行などを理由に、本人に対してその履行を求めることができる。これが第三者による選択権の行使である。その場合には、本人は、代理人が第三者に対して有する抗弁と本人が代理人に対して有する抗弁とともに主張することができる。

本人の介入権の行使は代理人及び第三者に通知しなければならず、第三者の選択権は代理人及び本人に通知しなければならぬ。この通知があつたときは本人と第三者との間に直接の法律関係が生じ、第三者は代理人と交渉する義務を免れる(第一三条第三項)。本人の介入権、第三者の選択権の行使の前提として、本人は第三者の名を知る必要がある、また、第三者は本人の名を知る必要がある。それ故、代理人は、本人の不履行又は第三者の義務の不履行によつて、自己の義務の履行をしない場合には、それぞれの場合に応じて、本人の名又は第三者の名を明らかにしなければならぬとされている(同条第四項及び第五項)。

代理人と第三者の合意によつて、本人介入権の行使又は第三者の選択権の行使を排除し若くはその行使の要件を

変更することができる。この場合には、代理人は本人の明示又は黙示の指図によって、その権限を与えられていないければならない（同条第七項）。この規定は、要するに、本人と第三者とが介入権又は選択権を排除し、若しくはその行使の要件、抗弁の主張等について予め合意しておくことを認めるということである。このようなことは当事者の意思に委ねてもよいのであろう。ついでながら、この合意は間接代理というよりも、実質的には直接代理に相当するのではなからうか。

(三) 無権代理及び表見代理

(1) 代理人が権限なくして又はその権限の範囲を越えてした行為は、本人及び第三者を拘束しない（第十四条第一項）。これは無権代理に関する規定である。すなわち、無権代理にあつては、本人と第三者の間に契約が成立しないことを明らかにしたものである。

(2) しかし、本人の言動によつて、第三者が、合理的に、かつ、善意で、代理人が本人のためにする権限を有し又は代理権の範囲の行為であると信じて行動した場合には、本人は第三者に対して代理人の行為が無権代理であることを主張することはできない（第十四条第二項）。この規定は、取引における第三者の信頼を保護するための規定である。ここで代理人が権限を有しない場合には、代理権を与えていない場合と与えられた代理権が消滅した場合とがある。これは、要するに、わが民法の表見代理とほぼ同様の規定であるが、この条約では、広く第三者が代理人に代理権ありと誤認した場合をいうのではなく、それが本人の言動にもとづく場合に限定している。その立証責任は第三者にあると解される。このことは第三者が代理権の範囲内であると誤認した場合についても同様である。

(四) 追 認

(1) 追認の可能性 本人は、代理権なくして行われた行為又は代理権の範囲外の行為を追認することができる。追認によつて、代理権にもとづいて行われたと同様の効果を生ずる（第十五条第一項）。これは当然の規定であ

る。しかし、無制限に追認が許されるわけではない。

(イ) 代理人が代理行為をした時に、第三者が代理権のないことを知らず又は当然には知りえなかった場合には、第三者は、追認のなされる前に、追認を拒否するとの通知をすることによって、本人に対する責任を免れる。本人の追認が合理的な期間内になされたものではない場合には、第三者はすみやかに本人に対し追認を拒否するとの通知をすることによって、拘束されることを免れる(第一五条第二項)。

前段は、後になって無権代理であることが第三者にわかった場合に、第三者の不安定な地位をなくするための規定である。後段は、前段と同様の場合に、追認が合理的な期間内になされなるときは、第三者は、代理人が代理権を有しないものとしてそれ以後の行動をとることになるであろうから、そのように考えている第三者を保護するための規定である。もちろん、第三者が追認について異議を述べないときはさしつかえない。

(ロ) しかし、第三者が代理人に権限のないことを知り又は当然に知りうべかりし場合には、追認のために定められた期間の満了又は、そのような定めのないときは、第三者が指定した合理的な期間の満了まで、追認による拘束を拒否することができない(第一五条第三項)。

この規定は、第三者が無権代理であることを知っていた場合には、本人に追認するかどうかを問い合わせ、本人と第三者で期間を決めたときはその期間内に、そうでないときは第三者の指定した期間内に、本人に追認するかどうかを考慮させるといふ趣旨である。

(ハ) 第三者は一部について、追認を拒否することができる(同第四項)。

(2) 追認の効果

(イ) 追認は、その通知が第三者に到達し又は第三者がそれを知った時に効力を生ずる。追認が効力を生じたときには、これを取り消すことができない(同第五項)。追認は、代理行為それ自体を追認の時に有効になしえなくと

も、その効力を生ずる（同第六項）。

これは、代理行為がなされた時には有効であったが、その後、追認の時にはそれと同じ行為が有効とされなくなったとしても、追認することができるということである。追認によつて、無権代理行為は当初から権限にもとづく代理行為と同様の効力を生ずることになる。

(ロ) 設立中の会社その他の法人のための法人の設立準拠法が認めている場合にかぎり、追認が効力を生ずる（同第七項）。ある法人が法人格を取得する前に、発起人等がその法人のために行なつた活動は厳密には代理とはいえないが、その効果が法人に及ぶことを目的としているから、その法人の設立準拠法で追認を認めているならば、追認も可能としたのであろう。第三者は法人の追認があれば法人に対して権利を有し義務を負うことになるが、追認がなければ個々の具体的行為の行為者を相手にするほかはない。これは法人の役員、機関の行為とは異なる。

(3) 追認の方式 追認にはとくに方式を必要としない。追認は、明示の場合のみならず、本人の言動によつてもなしうる（同第八項）。

(4) 無権代理人の責任 代理人が代理権を有しない場合又は代理権の範囲を越える行為をした場合に追認がなされないときは、代理人が代理権を有し又は代理権の範囲内の行為をした場合と同様の状態にあるように補償する義務を負う（第一六条第一項）。

この趣旨は、第三者が代理人に対して履行又は損害賠償の請求をした場合に、代理人が代理権を有していたこと及び代理権の範囲内の行為であつたこと、又は本人の追認のあつたことを証明できないときは、代理人は第三者に対し、代理権があつた場合に第三者がおかれたと同様の結果となるような補償をしなければならない。補償は、通常は金銭の支払であろうが、そのほかの方法によることもある。しかし、第三者が代理権のないこと又は代理権

の範囲外であることを知り、又は当然に知りえた場合には、代理人は第一項の補償の責任を免れる（同第二項）。この立証責任は代理人にあると解される。

六 代理関係の終了

(一) 代理関係の終了の原因

代理権は、(イ)本人と代理人の合意、(ロ)代理の目的となった取引の完了、(ハ)代理権授与の合意によると否とにかかわらず、本人による代理人の解任又は代理人の辞任によって消滅する。

(イ)は代理権を将来に向かって消滅させる旨の本人と代理人の合意である。(ロ)は目的の達成、すなわち一定の取引が行われたことによる消滅である。また、ある期間にかぎって代理権を与える旨の合意がある場合には、その期間の終了により代理権が消滅する。これも(ロ)に含まれると解してもよいであろう。(ハ)は本人又は代理人が一方的に代理権を消滅させる場合である。それが代理権授与の合意（委任契約、雇用契約等）に定められたところによって行われることもあれば、そうでないこともある。そうでない場合には、契約の条項に合致していないから、一方的に解任され又は辞任した代理人に債務不履行による損害賠償責任を生ずることもあろうが、ともかく、信頼を前提とする代理関係をそれ以上継続させることは適当ではないから、代理権の消滅事由としたと解される。

以上のほか、代理権の消滅は代理権授与の合意の準拠法の定めるところによる（第一八条）。

(二) 代理関係の終了後における関係者の権利義務

(1) 代理人は、代理権消滅後であっても、本人又はその承継人に損害を及ぼさないようにするために必要な行為をする権限を有する（第二〇条）。

代理人が費用を支出したときは、本人に対して償還を請求しうると解すべきであろう。

(2) 代理権の消滅は、第三者が代理権の消滅またはその原因たる事実を知らず、または当然に知りえなかった場

合には、第三者に対して効力を生じない（第一九条）。

この規定は、代理権消滅後に取引した第三者を保護するための規定である。すなわち、第三者が本人に対して債務の履行または損害賠償の請求をした場合に、本人が代理権の消滅を主張しても、第三者がこれを知らず又はこれを知りえなかつたときは、代理権の消滅をもって対抗することができないという意味である。そうすると、第三者が代理権の消滅もしくはその原因となる事実を知っていたことまたはこれを当然に知りえたことは、本人が立証すべきことにならう。

七 最終条項

この部分は条約の効力、適用地域、留保、宣言等に関する規定であるが、実体規定に影響するものもないわけではないので、簡単に説明を加える。

(一) この条約は、一九八四年二月三十一日まで署名に開放される。署名をした国はこの条約を批准、受諾または承認の方法により、それまでに署名しなかつた国はこの条約に加入する方法により締約国となる。批准書はスイス政府に寄託する（第二一条、第二二条）。

(二) この条約は一〇ヶ国の批准、受諾または承認によって発効する。発効の日は第一〇番目に寄託のあつた日から一二箇月を経過した月の翌日の第一日とする。この条約が発効した日以後に、批准、加入をした国については、寄託した日から一二箇月経過した月の翌月の第一日から効力を生ずる（第三三条）。

(三) この条約は廃棄することができる。廃棄は書面により寄託政府に通知する。廃棄の効力は寄託政府が選知を受けた後一二箇月を経過した月の翌月の第一日に生ずる。廃棄の通知でこれよりも長い期間を定めているときは、それによる（第三五条）。

(四) この条約は、この条約で定める事項について既に締結され、又は将来締結される国際的合意に優先するもの

ではない。但し、本人及び第三者の営業所のある国、又は、第二条第二項の場合には、代理人と第三者の営業所のある国がその国際的合意の締約国である場合に限る（第二三条）。

(五) 自国に異なる法が適用される地域を有する国は、締約国となるときに、その国の領域の一部の地域でしかこの条約が適用されることを宣言すことができる。この宣言はその後改めることができる。これらの宣言は寄託政府に通知しなければならない。当事者の営業所が締約国にあつても、この条約の適用される地域になければ、この条約の締約国に営業所を有することにはならない（第二四条）。しかし、連邦制をとる国のように、立法権、司法権が連邦と各州に分かれている国にあつては、これらの宣言をしても、その国における連邦と各州の権限には影響を及ぼさない（第二五条）。

(六) 複数の国の間で同一の法則又は近似した法制をとっている場合には、これらの国には、この条約上異なる国とはみなされない旨を宣言することができる。この宣言は共同して又はそれぞれ別に行うことができる。これは締約国間で宣言する場合もあるし、他の非締約国との間でそのように宣言する場合もある（第二六条）。

(七) 代理権の授与、追認、消滅について書面により行ない又は書面によって証明することを要している締約国は、第一条の規定により、第一〇条、第一五条及び第四章の規定は、本人又は代理人の営業所が自国にある場合には、適用しないことを宣言することができる（第二七条）。

(八) 締約国は、批准、受諾、承認又は加入の時に、第二条第一項(b)を適用しないことを宣言することができる（第二八条）。この宣言をすることによって、この条約は、条約の締約国の裁判所に係属した事案であつて、本人と第三者の営業所が異なる国に存在し、かつ、代理人の営業所が締約国（法廷地国とはかぎらない）にある場合にのみ適用されることになる。

(九) ある国では、外国貿易のすべて又は特定の取引を公認された組織（機関）又は独占的な組織（機関）で行

なっていることがある（例えば社会主義国など）。このような国がこの条約の締約国となったときは、その外国貿易組織（機関）をその国の他の組織（機関）の代理人とはみなさないことを宣言することができる（第二九条）。

(b) 締約国は、この条約の適用範囲とされている場合以外についてもこの条約の規定を適用することを宣言することができる。例えば、この条約は売買契約以外の契約にも適用するとか、当事者の営業所が締約国にない場合であつても適用するということである（第三〇条）。この場合には単に宣言するにとどまらず、国内法上の措置（立法措置）をとる必要がある。

(二) 宣言は、この条約が効力を生ずる時に効力を生ずる。既にこの条約が効力を生じている場合には、宣言を寄託した時から六ヶ月を経過した月の翌月の第一日に効力を生ずる。宣言は撤回することができる。撤回は、その通知をした時から六ヶ月を経過した月の翌月の第一日に効力を生ずる（第三一条）。

(三) この条約で定める以外の留保は許されない（第三二条）。

(1) 本条約の規定を解説した文献としては、M.J. Bonell, *The 1983 Geneva Convention on Agency in the International Sale of Goods*, *American Journal of Comparative Law*, vol. 32, no. 4 (1984) p. 717 ff.; G.M. Badr, *Conflict Problem in Transnational Agency*, *Revue des Cours* 19- p. 102 ff. いずれも条約の規定の紹介的な解説である。なお、各条の解説に当って立案の経緯を説明することは省いた。それは繁雑であるうえに、解釈、適用にあまり参考とならないと思われるからである。

(2) 本条約第二一条第一項(b)の規定は一九八〇年の「動産の国際的売買契約に関する国際連合条約」第一一条第一項(b)と同文である。これまでの文献で、この条項に関する十分な説明がなされているとはいえない。

結 び

この条約は代理に関する実質法の統一としてははじめての多数国間条約である。しかし、代理一般についての規定を統一したのではなく、動産の国際的売買における代理に限定されている。したがって、それ以外の代理につ

いては未だに統一法が存在しないことになる。

この条約の作成の経緯及び内容から、さまざまなことを知る事ができよう。とりあえず代理に限定してみても、代理に関して実質法を統一することは、大陸法系と英米法系の間についてはもちろん、同じ法系に属する国の間においても、かなり困難な作業であるということである。とくに、本人と代理人の関係（内部関係）についての規定を作成することが困難である。しかし、国際的な商取引を円滑に行うという観点からは、本人又は代理人と第三者との関係（外部関係）についての規定を作成することのほうが重要ではないかと思われる。その意味でこの条約にはそれなりの存在意義はあろう。

筆者の統一法の立案作業に参画した経験からみて、この条約がとりわけすぐれた内容とであるとまではいえないが、不都合なものではない。それとは別に、この条約が現実に機能するに至るかについて疑問がないわけではない。条約が、効力を生じ、現実に機能するかどうかには、その内容だけでなく、国際的な或は国内的な、さまざまな事情がかかわってくるからである。

代理についての統一法としては、代理一般に適用される統一法が好ましいであろう。しかし、各国でさまざまな代理又は代理類似の制度があることを考えると、代理一般を対象とした規定を作成することはおそらく容易ではないであろう。今後の展開に注目したい。

（一九八九年三月二五日）

動産の国際的売買における代理に関する条約（仮訳）

この条約の当事国は

動産の国際的売買における代理に関する共通の規定を作成することを希望し、
動産の国際的売買契約に関する国際連合条約の目的に留意し、

平等と互恵にもとづく国際取引の発展が諸国間の友好関係を促進することを考慮し、新国際経済的秩序に留意し、

動産の国際的売買における代理を規律し、異なる社会的、経済的及び法律的制度を考慮に入れた統一規則の援用が国際取引における法律上の障碍を除くことに役立つ、かつ、国際取引の発展を促進すると考え、

次のとおり合意した。

第一章 適用範囲及び一般的規定

第一条 (一) この条約は、ある者すなわち代理人が他の者すなわち本人に代わって、第三者と動産の売買契約を締結する権限を有し又は有するとみられる場合に適用する。

(二) この条約は代理人による動産の売買契約の締結並びに契約の締結のための又は契約の履行に関する代理人の行為について適用する。

(三) この条約は本人又は代理人と第三者の関係についてのみ規律する。

(四) この条約は、代理人が自己の名において又は本人の名において行動したかにかかわらず適用する。

第二条 (一) この条約は、本人及び第三者が異なる国に営業所を有し、かつ、

(a) 代理人が締約国に営業所を有する場合、又は

(b) 国際私法の規則によって締約国の法律が適用されることになる場合に適用する。

(二) 第三者が、契約の締結の時に、当該代理人が代理人として行動していたことを知り又は知りうべかし場合には、代理人と第三者が異なる国に営業所を有し、かつ、前項の要件をみたすときに限り、この条約を適用する。

(三) この条約の適用を決定するに当たって、当事者の国籍、当事者又は売買契約の民事的若しくは商事性格は考慮しない。

第三条 (一) この条約は次の代理には適用しない。

(a) 証券、商品、その他の取引所における売買の代理

(b) 競り売りの代理

(c) 親族法、夫婦財産制に関する法律又は相続法における法定代理

(d) 行為能力を欠く者のための、法律の規定又は司法当局の措置にもとづく代理

(e) 司法当局若しくは準司法当局の決定による又はこれらの当局の直接の監督をうける代理

(二) この条約の規定は、消費者の保護のための法律の規定の適用を妨げるものではない。

第四条 この条約の適用上、

(a) 会社、団体、パートナーシップ又はその他の組織においては、それが法人格を有すると否とにかかわらず、その機関、役員又はパートナーは、その資格における行動をするに当たって、法律の規定又はその団体の組織規定にもとづくときは、その組織の代理人とはみなさない、

(b) 信託における受託者は信託財産、委託者又は受益者の代理人とはみなさない。

第五章 本人又は本人の明示若しくは黙示の指図に従って行動する代理人は第三者とこの条約の適用を排除すること、又は、第一条の制限のもとに、この条約のいかなる規定についても、その効果を排除し若しくは変更することができ

第六条 (一) この条約の解釈に当たっては、その国際的性質並びにその適用における統一を促進する必要及び国際取引における信頼の遵守について配慮しなければならない。

(二) この条約によって規律される事項であつて、この条約上明文の規定のないものについては、この条約が基礎とする一般原則によつて、そのような原則のないときは、国際私法の規定によつて決定される準拠法によつて解決する。

第七条 (一) 本人又は代理人と第三者は、合意した慣習及びその間に確立した実務の慣行に拘束される。

(二) 本人又は代理人と第三者は、別段の合意がないかぎり、それらの者が知り若しくは当然に知りうべき慣習であつて、国際取引において、当該取引を含む取引類型における代理関係の当事者によつて広く知られ、かつ遵守されている慣習を黙示的に当該取引に適用することにしたものと推定する。

第八条 この条約の適用上、

(a) 当事者が二以上の営業所を有するときは、契約締結の時に当事者が知り若しくは想定していた事情を考慮し、当

該売買契約に最も密接な関係を有する営業所をもって、その営業所とする。

(b) 当事者が営業所を有しないときは、その者の常居所による。

第二章 代理権の授与及びその範囲

第九条 (一) 本人の代理人に対する授権は明示又は黙示ですることができる。

(二) 代理人は授権の目的を達するために必要なすべての行為をすることができる。

第一〇条 代理権の授与は、書面によること及び書面によって立証することを要せず、方式に関する他のいかなる要件も必要としない。代理権の授与は、証人を含むいかなる方法によることもできる。

第一一条 代理権の授与、代理権の追認、代理権の終了について書面以外のいかなる方法によることも認めている第一〇条、第一五条又は第四章の規定は、本人又は代理人が第二七条の宣言をした締約国にその営業所を有する場合には適用しない。当事者が本条の効果を除くし又は回避することは許されない。

第三章 代理人の行為の法律上の効果

第一二条 代理人がその権限の範囲内で本人に代わって行為をし、第三者が代理人として行為をしたことを知り又は知り得べかりし場合には、代理人の行為は本人及び第三者のいずれをも拘束する。但し、具体的な事情に応じ、委託契約のごとく、代理人が自己のみを拘束する意図である場合を除く。

第一三条 (一) 代理人がその権限の範囲内の行為をし、かつ、次の場合には、代理人の行為は代理人と第三者のみを拘束する。

(a) 第三者において、代理人がその資格で行動していることを知らず、又はそれを知りえなかった場合

(b) 具体的な事情、例えば委託契約などによって、代理人が自己のみを拘束する意図である場合

(二) 前項の規定にかかわらず、

(a) 代理人が、第三者の義務の不履行若しくはその他の理由により、本人に対する自己の義務の履行をせず又はそれを履行する地位にない場合には、本人は第三者に対して代理人の行為によって取得した権利を行使することができる。但し、第三者は代理人に対して有する抗争を主張することができる。

(b) 代理人が第三者に対して自己の義務の履行をせず又はそれを履行する地位にない場合には、第三者が代理人に対

して有する権利を本人に対して行使することができる。但し、本人は代理人が第三者に対して有する抗弁及び本人が代理人に対して有する抗弁を主張することができる。

(三) 前項に定める権利は、権利の行使の通知が代理人及び、事案に応じて、第三者又は本人になされているときに、行使することができる。第三者又は本人が権利の行使の通知を受けたときは、代理人と交渉する義務を免れる。

(四) 本人の義務の不履行のため、代理人が第三者に対して自己の義務の履行をせず又はそれを履行する地位にない場合には、代理人は本人に第三者に名を知らせなければならぬ。

(五) 第三者が代理人に対して契約上の義務を履行しない場合には、代理人は第三者の名を本人に知らせなければならぬ。

(六) 本人は、第三者が本人を知っていたならば契約を締結しなかつたと認められる事情がある場合には、代理人の行為によって取得した自己の権利を第三者に対して行使することができない。

(七) 代理人は、本人の明示又は黙示の指図により、第二項の効果を排除し又は変更することを第三者と合意することができる。

第十四条 (一) 代理人が権限にもとづかないで行為をし又は権限の範囲を越えた行為をした場合には、その行為は本人及び第三者を拘束しない。

(二) 前項の規定にかかわらず、本人の行動によって第三者が代理人に本人のためにする権限があることを及び代理人がその権限の範囲内で行為をしていると合理的かつ善意で信じた場合には、本人は代理人に権限のないことを第三者に対して主張することができない。

第十五条 (一) 本人は代理人の権限にもとづかない行為又は代理人の権限の範囲外の行為を追認することができる。代理人の行為は追認によって権限にもとづいてなされた場合も同様の効果を生ずる。

(二) 第三者が、代理行為の行われた時に、代理権の不存在を知り又は知り得べかりし場合には、本人の追認の時以前に、追認による拘束を拒否する旨の通知をしたときは、本人に対する責任は生じない。本人が合理的な期間内に追認しない場合には、第三者が本人に対して遅滞なく通知することによって、追認による拘束を免れることができる。

(三) 第三者が代理権の不存在を知り又は知り得べかりし場合には、第三者は、追認のために合意した期間若しくは、そ

のような合意のないときは、自ら指定した合理的な期間内に、追認による拘束を拒否することができる。

(四) 第三者は部分的な追認を承認することを拒むことができる。

(五) 追認は、その通知が第三者に到達し又は第三者が追認を知った時に効力を生ずる。追認が効力を生じた後は、これを取消することができない。

(六) 追認は、追認の時に代理行為を有効になしうるか否かにかかわらず、その効力を生ずる。

(七) 代理行為が会社若しくはその他の法人のためにその設立前になされた場合には、追認はその設立の準拠法が認めるときに限り、その効力を生ずる。

(八) 追認にはいかなる方式をも必要としない。追認は明示又は本人の行動からこれを認めることができる。

第一六条 (一) 代理人が代理権を有しない場合又は代理権の範囲を越える行為をした場合には、本人の追認がないときは、代理人は第三者に対して、代理権を有し、かつ、その範囲内で行為をした場合に第三者がおかれたと同様の状態となるような補償をしなければならない。

(二) 第三者が、代理人に権限のないこと又は権限の範囲外の行為であることを知り又は知りうべかりしときは、代理人は前項に定める義務を免れない。

第四章 代理人の権限の消滅

第一七条 代理人の権限は次の場合に消滅する。

(a) 本人と代理人の合意にもとづく場合

(b) 代理権の授与の目的とされる行為が完了した場合

(c) 本人と代理人の合意の条項に合致するか否かにかかわらず、本人が代理権の授与を取消した場合又は代理人が代理権を放棄した場合

第一八条 代理人の権限は、準拠法がその消滅を定めている場合にも消滅する。

第一九条 代理権の消滅は、第三者が代理権の消滅又はその原因となる事実を知り又は知り得べかりし場合を除き、第三者に影響を及ぼさない。

第二〇条 代理人は、その権限の消滅にかかわらず、本人又はその承継人のために、その利益の損なわれることを防ぐた

めに必要な行為をすることができる。

第五章 最終条項

第二一条 この条約の受託者はスイス政府とする。

第二二条 (一) この条約は動産の国際的売買における代理に関する外交会議の終了の時に署名に開放する。

(二) この条約は署名した国によって批准、受諾、承認されなければならない。

(三) この条約は、署名に開放される日から、署名した国以外の全ての国の加入のために開放する。

(四) 批准、受諾、承認及び加入のための文書はスイス政府に寄託しなければならない。

第二三条 この条約は、既に締結し又は将来締結する可能性のある国際的合意であつて、その規定する事項に関する実質法の規定を有するものに優先しない。但し、本人と第三者又は、第二二条第二項の場合には、代理人と第三者がその合意の締約国に営業所を有していなければならない。

第二四条 (一) 締約国に、この条約で規律する事項に関し、適用される法を異にする二又はそれ以上の地域が存在する場合には、その締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約が全ての地域又は一若しくはそれ以上の地域に適用されることを宣言することができ、また何時でも他の宣言によってこれを修正することができる。

(二) 前項の宣言は受託者に通知し、この条約の適用される地域を明示しなければならない。

(三) 本条の宣言によつてこの条約が締約国の一又はそれ以上の地域に適用されるが、全ての地域には適用されない場合であつて、かつ、当事者の営業所がその国にある場合には、それがこの条約の適用される地域にないかぎり、この条約の適用上、営業所は締約国に存在しないものとする。

(四) 締約国が本条第一項の宣言をしない場合には、この条約はその国の全ての地域に適用されるものとする。

第二五条 締約国において行政、司法及び立法の権限が中央政府と他の政府に分れて帰属する制度をとつている場合には、その国によるこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又は加入及び第二四条の宣言は、その国における権限の分配に關しては何らの意味を有しないものとする。

第二六条 (一) この条約の規律する事項に関する法の規則が同一若しくは類似している二又はそれ以上の締約国は、何時でも、本人と第三者が又は、第二条第二項の場合には、代理人と第三者がこれらの国に営業所を有する場合には、こ

の条約を適用しないことを宣言することができる。この宣言は共同して又はそれぞれの宣言であることができる。

(二) 締約国がこの条約の規律する事項に関し、一又はそれ以上の締約国と同一若しくは類似する法の規則を有する場合には、何時でも、本人と第三者が、又は、第二条第二項の場合には、代理人と第三者がこれらの国に営業所を有する場合には、この条約を適用しないことを宣言することができる。この宣言は共同して又はそれぞれの宣言であることができる。

(三) 前項の宣言の対象となった国が後にこの条約の締約国となった場合には、その宣言は、この条約が新たな締約国について効力を生じた日から、第一項の宣言としての効果を生ずる。但し、新たな締約国はその宣言に参加し又はそれぞれの宣言によらなければならない。

第二七条 締約国の立法が、この条約の規律する事案において代理権の授与、追認若しくは消滅は書面でなされ又は書面で立証されなければならないとしている場合には、何時でも、第一条に従い、代理権の授与、追認若しくは消滅を書面以外の方法でなしうるとする第一〇条、第一五条及び第四章の規定は、本人又は代理人がその国に営業所を有するときは、これを適用しない。

第二八条 締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、第二条第一項(b)の規定に拘束されないことを宣言することができる。

第二九条 外国貿易の全部又は一部が特別に権限を与えられた機関によって独占的に行われている締約国は、何時でも、これらの機関が外国貿易における買主又は売主として行動する場合に、これらのすべての機関若しくは宣言で指定した機関は、第一三条第二項(○)及び第四項の適用上、同一の国に営業所を有する他の機関との関係において、代理人とはみなされないことを宣言することができる。

第三〇条 (一) 締約国は、何時でも、この条約の規定を、その適用範囲外の特定の事案に適用することを宣言することができる。

(二) 前項の宣言は、例えば、この条約は、

(a) 動産売買契約以外の契約

(b) 第二条第一項に定める営業所が締約国にない場合

に適用する旨を定めていなければならない。

第三十一条 (一) 署名の時にこの条約にもとづく宣言は、批准、受諾又は承認による確認を条件とする。

(二) 宣言及びその確認は書面により、かつ、受託者に公式に通知しなければならない。

(三) 宣言はその締約国についてこの条約が効力を生じた時にその効力を生ずる。しかしながら、条約の発効後に受託者が公式の通知をうけた宣言は、受託者が受領した日から六箇月を経過した月の翌月の一日に効力を生ずる。第二六条にもとづくそれぞれの一方的宣言にある場合は、受託者が最後の宣言を受領した後六箇月を経過した月の翌月の一日に効力を生ずる。

(四) この条約の宣言をした国は、何時でも、受託者に宛てた書面による公式の通知によって、その宣言を撤回することができる。この撤回は受託者がその通知を受領した日から六箇月を経過した月の翌月の一日に効力を生ずる。

(五) 第二六条にもとづいてなされた宣言の撤回は、その撤回が効力を生じた日から、同条にもとづいて他の国がした相手国に対する宣言を効力なきものとする。

第三十二条 この条約の明文の規定で認めたとるを除き、留保を認めない。

第三十三条 (一) この条約は、批准、受諾、承認又は加入のための第一〇番目の文書の寄託された月から一二箇月を経過した月の翌月の第一日に効力を生ずる。

(二) 批准、受諾、承認又は加入のための第一〇番目の文書の寄託の後にこの条約を批准、受諾、承認し又はこれに加入した国については、この条約は、批准、受諾、承認又は加入のための文書の寄託の日から一二箇月を経過した月の翌月の第一日に効力を生ずる。

第三十四条 この条約は、代理人が売り若しくは買いの申込をし又は売り若しくは買いについて承認した時、又は第二条第一項の締約国についてはこの条約が効力を生じた日以後に適用する。

第三十五条 (一) 締約国は受託者に書面による公式の通知によってこの条約を廃棄することができる。

(二) 廃棄は、その通知を受託者が受領した後一二箇月を経過した月の翌月の第一日に効力を生ずる。通知のなかで廃棄までさらに期間を要するとしている場合は、受託者が通知を受領した後その期間が満了した時に効力を生ずる。

以上の証拠として、各国政府によって正当に全権を与えられた下名は、この条約に署名した。
一九八三年二月一七日ジュネーブにおいて、等しく正文である英語及び仏語で原本一通を作成した。

動産の国際的売買における私法統一国際協会の条約案採択のための外交会議において採択された最終決議

動産の国際的売買における代理に関する条約の採択のための外交会議は一九八三年一月三一日から二月一七日までジュネーブにおいて開催され、

動産の国際的売買における代理において本人と代理人の関係に関する国際的規範の一層の発達が国際取引の発展のための重要な貢献であることを合意し、

採択された条約の準備に責任を有し、かつ、この外交会議の開催に尽力した私法統一国際協会に対し、動産の国際的売買における本人と代理人の関係を規律する世界的又は地域的な法規範の作成を可能にすることを考慮するよう要請する。